

道路標識について

国土交通省 道路局 路政課

路政課につとめる道介くん。彼女の道子さんの両親との食事会も無事終わり、車で東京へ帰宅中です。

道介

いやあ、それにしても緊張したな。でも受け答えもしっかりできたし、君のご両親にも良い印象を持ってもらえたんじゃないかな？

道子

何言ってるの道介さん。食事中ずっと声が震えてたわよ。なんだか動きもぎこちなかったし、思わず笑いそうになったわ。

道介

そうなんだ。君のご両親に悪い印象を与えてしまったかな…。

道子

冗談よ、道介さん。食事が終わった後、「良い青年だね。」って私の両親が言ってたもの。

道介

なーんだ。じゃあ安心だね。心配させる様なこと言わないでよ。

道子

あはは、ごめんなさい。ところで道介さん、あの道路標識、ちょっと変じゃない？

道介

ちょっと変というのは？

道子

道路標識の寸法は道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）によって定められているのよね。あの道路標識は、普段見る道路標識よりも若干小さい気がするのだけれども、標識令によって定められている道路標識の寸法と異なる寸法の道路標識を設置することは可能なの？

道介

可能だよ。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「第1次一括法」という。）による道路法の改正により、都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法は、標識令に定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされたんだ。

道子

なるほど。そうだったのね。でもちょっと待って、たしか、第1次一括法が制定される以前も、標識令によって定められている道路標識よりも小さな道路標識を見たことがあるし、私たちが今走っている道路は一般国道よね。

道介

良い点に気づいたね。実は以前から、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。以下「特区法」という。)に基づき、標識令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法並びに案内標識に表示する文字の寸法を2分の1まで縮小できたんだ。

特区法とは地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域の設定を通じ、教育、物流、農業、社会福祉、研究開発等の分野における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るために平成14年12月18日に公布・施行された法律なんだ。特区法では、地方公共団体は単独で又は共同して、構造改革特別区域の範囲、規制の特例措置及び特例措置を適用する事業の内容等に関する計画(構造改革特別区域計画)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請できるんだ。認定を受けた構造改革特別区域計画に基づき実施主体が実施する特定事業については、法律により規定された規制に係るものにあつては特区法第四章で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては政令又は主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用することとされているんだ。道路標識の関係では、内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令(平成17年内閣府・国土交通省令第8号。以下「特区省令」という。)によって規制の特例措置が規定されているんだ。

この命令に基づいて、地域特性に応じた道路標識設置事業として、地方公共団体が地域特性により案内標識及び警戒標識を縮小する特別の必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、標識令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法並びに案内標識に表示する文字の寸法(柱の規格に係る部分を除く。)を2分の1まで縮小できるんだ。

道子

なるほど、第1次一括法による道路法の改正以前においても、特区法に基づいて、特例的に道路標識の寸法を縮小できたというわけね。

道介

そういうことなんだ。ただ、特区法に基づかなくても、都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法(これらの道路標識の柱の部分を除く。)は、標識令に定めるところを参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとなったことから、地域特性に応じた道路標識設置事業を規定していた特区省令は内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令の一部を改正する命令により平成24年12月14日に改正され、都道府県道及び市町村道に設ける案内標識及び警戒標識については特区省令の特例措置の対象外になったんだ。

道子

そうなのね。でもちょっと待って、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定める条例は、平成24年4月1日から起算して1年を超えない期間内において定めることとされているのよね。特区省令の改正後に案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定める条

例を定めていない場合はどうなるの？

道介

今回の特区省令の改正では経過措置が定められていて、改正前の特区省令の適用を受けている案内標識及び警戒標識の寸法であって、これらに係る条例が制定施行されていないものについては、平成24年4月1日から起算して1年を超えない期間内において、改正後の特区省令の規定にかかわらず、なお従前の例によるとされているんだ。

また、今回の特区省令の改正では、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成24年法律第73号）による構造特区法の改正に伴い、

- ① 特区省令の題名を「内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令」から「内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令」に改正
- ② 規制の特例措置を規定する第1条において、当該規制の特例措置の対象となる政令等規制事業を明記
- ③ 特定事業を定める第2条及び別表は不要であることから削除

しているよ。

道子

今回の特区省令の改正では、第1次一括法により、都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法(これらの道路標識の柱の部分を除く。)は、標識令に定めるところを参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされたこととの整理もあわせておこなっているということね。道介さんもちゃんと働いているのね。

道介

もちろんだとも。それにしても、次週は僕の両親との食事会かぁ…。僕の父親は頑固者だから道子さんが気を悪くしなければいいけど…。

道子

そうね…私も道介さんからいろいろ聞いているけど、不安だわ。道介さん、頼りにしてるわよ。

道介

も、もちろんだとも（大丈夫かなぁ…）。



参照条文

○道路法（昭和27年法律第180号）

（道路標識等の設置）

第四十五条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

- 2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。
- 3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）

（条例で寸法を定める道路標識）

第三条の二 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第三項の内閣府令・国土交通省令で定める道路標識は、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）とする。

○構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）

（構造改革特別区域計画の認定）

第四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、構造改革特別区域基本方針に即して、当該地方公共団体の区域について、内閣府令で定めるところにより、構造改革特別区域として、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における当該区域の活性化を図るための計画（以下「構造改革特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2～8（略）

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、構造改革特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 構造改革特別区域基本方針に適合するものであること。
- 二 当該構造改革特別区域計画の実施が当該構造改革特別区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10～12（略）

（政令等で規定された規制の特例措置）

第三十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、政令又は主務省令により規定された規制に係る事業（以下この条及び別表第二十四号において「政令等規制事業」という。）を実施し又はその実施を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

○内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成 17 年内閣府・国土交通省令第 8 号）

構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体が、その設定する同条第一項に規定する構造改革特別区域において、地域特性に応じた道路標識設置事業（地域の特性に応じて、良好な景観の形成の促進等を図るため、寸法を縮小した案内標識（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）第一条第二項に規定する案内標識をいう。以下同じ。）及び警戒標識（同令第一条第二項に規定する警戒標識をいう。以下同じ。）を設置する事業をいう。）を実施し又はその実施を促進する必要があると認めて法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内の案内標識及び警戒標識（都道府県道又は市町村道に設けるものを除く。）の寸法（柱の規格に係る部分を除く。）については、同令別表第二の備考一の（二）及び（五）の規定にかかわらず、同表案内標識及び警戒標識の部分の図示の寸法（同表の備考一の（五）の2本文の基準が適用される場合にあっては、当該基準に係る値）の二分の一まで縮小することができる。

地域主権改革推進一括法案における標識令の取扱

1) 標識の寸法 (第3条 別表第2 備考一(二))

- ・寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。
- ・高速道路以外の道路では、種類に応じて2倍まで拡大が可能。

■案内標識

<寸法の規定がないもの>



方面、方向及び道路の通称名

(108の4)

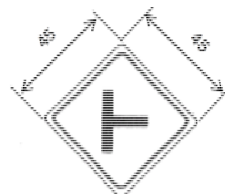
<寸法の規定があるもの>



道路の通称名

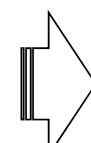
(119のB)

■警戒標識



T形道路交差点あり

(201のB)



■ これらの基準に関しては、都道府県道及び市町村道については、条例により基準を定める。

2) 文字の大きさ (第3条 別表第2 備考一(五))

- ・案内標識の文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値を基準とする。

ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (km/時)	70以上	40,50又は60	30以下
文字の大きさ (cm)	30	20	10

※ 国土交通省 地域主権改革一括法案における標識令の取扱より

周辺環境に調和した道路標識金沢特区

都道府県名：	石川県	
申請主体名：	金沢市	
区域の範囲：	金沢市の全域	

特区の概要：

道路標識については「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により、全国一律に規定されているが、安全かつ円滑な交通を確保することを前提として、道路標識の表示機能には影響を及ぼさない範囲において、寸法や文字の大きさ等を周辺環境に調和して柔軟に運用することにより、地域の特性に応じた魅力ある都市景観を保全する。これにより、車窓や歩行者などの道路空間から眺めた、金沢らしい豊かな自然、歴史的街並みおよび近代的都市景観や道路空間一帯の魅力ある景観づくりを図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・ 良好な景観形成のための道路標識の縮小化



※首相官邸 第10回認定 構造改革特別区域計画の概要より